

## 平成 18 年 3 月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成 18 年 3 月 15 日（水）午前 9 時 30 分

### 2 出席委員

齋藤 道子 委員長  
奥寺 康彦 委員  
出光 ケイ 委員  
田中 茂 委員（教育長）

### 3 欠席委員

船山 道敏 委員

### 4 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部副部長（総務課長）	飯田 憲司
管理部参事（学校管理課長）	高田 利男
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部副部長（生涯学習課長）	芦澤 雄一
生涯学習部参事（美術館開設準備室長）	原田 光
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	五ノ井文男
自然・人文博物館長	林 公義
中央図書館長	濱田 祐治
総合体育会館長	永塚 高行

### 5 傍聴人

なし

### 6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に田中委員を指名した

教育長報告

平成 18 年 2 月定例会から本日までの所管事項についてご報告いたします。

市議会関係ですが、第 1 回定例会が開催されまして、主に平成 18 年度予算が審議されました。その他には、桜台中学校と坂本中学校の統合に係る学校設置条例の改正議案の審議が行われました。

この時期は、各市立学校の卒業式が始まっておりまして、委員の皆様にも出席いただいているところでございます。

以上で報告を終わります。

報告に対する質問はなく、次の日程に進む。

日程第 1

議案第 7 号 「教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則中改正について」

日程第 2

議案第 8 号 「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について」

日程第 3

議案第 9 号 「教育委員会会議規則中改正について」

日程第 4

議案第 10 号 「横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について」

日程第 5

議案第 11 号 「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」

日程第 6

議案第 12 号 「横須賀市教育委員会公印規則及び教育委員会職員の勤務時間に関する規則中改正について」

委員長 総務課が所管する以上 6 件について、一括して議題とし、質疑及び討論についても一括とすることを宣言

説 明

( 総務課長 )

総務課が所管します、議案第 7 号から議案第 12 号の 6 件について、一括してご説明いたします。

個々の議案の説明に入ります前に、多くの議案の説明の際にでてまいります 2 つの改正理由につきまして、事前にご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案第 7 号の後ろに、参考資料を添付してありますので、こちらをご覧ください。

1 つは、「新人事制度の導入による、等級制度と職位の見直しに伴う条文整備」であります。

横須賀市では、市政運営を担う職員の意欲と能力を高めるとともに最大限に活用できるシステムを導入することにより、質の高い行政サービスを提供し、市民の市政に対する満足度を高めることを目的として、平成 18 年 4 月 1 日から『等級制度』、『給与制度』、『評価制度』、『周辺人事制度』によって構成される「新しい人事制度」を導入いたします。

この中の『等級制度』は、組織における職員の役割と責任を明確化するための制度であり、組織における役割と責任の段階を「部長級 課長級 主査級 担当者級」の 4 段階に設定し、職位の名称を「部長 課長 主査 主任 担当者」の 5 段階に限定いたします。現行では真ん中の表の左の欄に記載してありますとおり、9 つの職位がありますので、新年度からは、先に説明しました 5 つの職位以外の「副部長、参事、総括主幹・技幹、主幹・技幹」の 4 つの職位が廃止されます。今回の改正は、規則や訓令の中に規定されている等級制度や職位のうち、「副部長、参事、総括主幹・技幹、主幹・技幹・主任」に関する規定を削除することと、これに合わせ、その他所要の条文整備を行うものが 1 つであります。

2 つ目は、「指定管理者制度の導入による、組織改正に伴う条文整備」であります。

指定管理者制度については、これまで幾度かご説明させていただいておりますが、その制度の概要を含め今回の改正の内容をご説明させていただきます。従前は、体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から、管理する主体は市か公共的団体等に限られていました。平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、民間事業者でも「公の施設」の管理を行うことができるようにして、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通して、市民サービスの向上を図ろうというのが指定管理者制度であります。

教育委員会の所管する施設では、昨年 11 月の教育委員会定例会で指定管理者の決定について議決をいただいたとおり、平成 18 年 4 月 1 日から「生涯学習センター」と「総合体育会館」の 2 つの施設が指定管理者制度へ移行いたします。

指定管理者制度へ移行しますと、施設の管理業務は指定管理者が行うため、現在配置されている市職員を引き上げることとなります。この市職員の引き上げに伴い、これまで置いていた施設の管理業務を行ってきた、館長、副館長、担当職員といった本市の組織は、当然職員がいなくなることによって廃止されることとなります。今回の改正の主な2つ目は、規則や訓令の中に規定されている「生涯学習センター」と「総合体育会館」に関する規定を削除することと、これに合わせその他所要の条文整備を行うものでございます。

以上2つの主な改正理由が、これからの説明に繰り返しでてまいりますので、ただいま申し上げた説明と重なる部分は、省きながら進めさせていただきます。

それでは順番に説明させていただきます。

議案第7号「教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則中改正について」ご説明いたします。改正をする理由は、1ページの下に記載しておりますとおり、新たな人事制度の導入による等級制度の見直し及び指定管理者制度の導入による組織改正に伴い、所要の条文整備をするためであります。3ページをご覧ください。朱書きで記載されている部分が改正箇所でございます。第1条(1)の「参事」という職位と(6)の市の組織としての「総合体育会館長」を削除するものです。

続きまして、議案第8号「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について」ご説明いたします。改正をする理由は、指定管理者制度の導入に伴う組織の改正及びその他所要の条文整備をするためであります。6ページをお開きください。6ページの下段の削除は、生涯学習センターの使用許可等ですが、指定管理者の事務となるため生涯学習課の事務から削除します。7ページをお開きください。中段のスポーツ課から市営水泳プールの管理業務が来年度から土木みどり部に移管されるための削除と、総合体育会館が指定管理者制度に移行するための削除を行いますが、総合体育会館中、欄外に記したお金に関する規定は残りますので、この部分は業務を引継ぐこととなるスポーツ課に追加いたします。

続きまして、議案第9号「教育委員会会議規則中改正について」ご説明いたします。今回の改正点でございますが、「請願書の提出」に関する規定の一部を改正するものでございます。具体的な改正内容は、議案3ページをご覧ください。第24条は、教育委員会に請願書を提出する際に記載する必要要件について規定したのですが、必要要件の規定のうち、請願者の「職業と年齢」を削除するものでございます。改正の趣旨は、本市では、個人情報保護条例において、個人情報の保護に配慮し、必要以上の個人情報は収集しないという考えに立っています。請願書提出者の所在を明らかにするための規定とはいえ、「職業や年齢」の情報は、請願に関する事務を行う上でその必要性は低いと考えられるた

め、この二つの規定を削除するものでございます。

もう1つの改正は、請願書は「邦文」で記載することをはっきりと規定するものでございます。特に今まで邦文以外の請願書が提出されたということはありませんが、今後の請願の事務処理に関して、より正確かつ適正な取扱いを行っていけるよう、この機会に「邦文」の規定を付け加えるものでございます。

なお、2つの点とも、市議会の規定に合わせ改正するものです。

続きまして、議案第10号「横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について」ご説明いたします。この規則は、「教育委員会定例会の傍聴」に関して定めたものでありまして、改正の理由は、傍聴の申し込みに関する規定及び傍聴人の遵守事項に関する規定について、所要の条文整備をするためであります。教育委員会の会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項において、「会議は公開とする」と規定されています。本市の教育委員会においても、人事案件等の一部のものを除き原則公開で運営してきましたが、傍聴に関する手続きとして、6ページのとおり、会議開会前に傍聴者から「住所、氏名」等を記載する「傍聴申込書」の提出を求めておりました。しかし、今後は、今まで以上に広く一般の方に開かれた教育委員会であることが望ましいことや、先ほどの議案第9号でもご説明しましたが、個人情報保護の観点で必要以上の個人情報は収集しない等の理由により、「申込書」に関する規定を規則から削除いたします。具体的には議案5ページの朱書きの改正文をご覧ください。申込書を提出する規定から、申出ることによって傍聴が可能となるかたちに改正いたします。その他の改正点でございますが、傍聴者が10名を超えた場合の抽選及び傍聴証に関する規定を新たに設置することと、傍聴人が遵守しなければならない事項等について、所要の条文整備を行うものでございます。以上の改正は、本市の他の審議会等の規定とあわせるものであります。

続きまして、議案第11号「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」ご説明いたします。改正をする理由は、新たな人事制度の導入による等級制度の見直し及び指定管理者制度の導入による組織改正に伴い、所要の条文整備をするためであります。5ページをご覧ください。このページは、職位の削除とそれぞれの職位の役割規定を削除するものです。6ページでは、第5条で職位の削除を行い、第7条では生涯学習課の事務分掌で(11)生涯学習センターの管理は指定管理者となりますのでこれを削除し、新たに指定管理者の監督業務を含めた表現として、(12)で「生涯学習センターに関すること。」を加えています。7ページ一番下の市営水泳プールの削除は、組織改正によりスポーツ課から土木みどり部に業務が移ることによるものです。8ページ以降も同様に、指定管理者制度への移行とそれに伴う組織改正及び新人事制度に伴う職位の廃止を行うための改正です。以降、ページを追って15ページまで、ただいま申し上げま

した2つの理由での所要の条文整備を行っておりますのでお目通しください。

続きまして、議案第12号「横須賀市教育委員会公印規則及び教育委員会職員の勤務時間に関する規則中改正について」ご説明いたします。改正理由は、指定管理者制度の導入による組織改正に伴い、所要の条文整備をするためであります。4ページをご覧ください。総合体育会館と生涯学習センターに係る公印の名称等を、5ページでは公印の形式をそれぞれ削除しています。また7ページは組織の廃止に伴う改正であります。

以上6件について一括して説明しましたが、施行日は平成18年4月1日としております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(出光委員)

生涯学習センターと総合体育会館は、指定管理者制度に移行することは既に説明を受けていますので承知しています。今回、制度の導入より組織が廃止され、2つの施設に関する規定を削除しますが、「～に関すること。」という規定は残るとのことです。具体的にどういう業務なのですか。

(総務課長)

今後、施設の管理運営は指定管理者が行い、市民からの苦情処理の対応、事故対応なども併せて行うこととなります。しかし、施設自体は市の財産でありますので、施設自体に瑕疵があった場合の責任や、契約相手である指定管理者の管理監督業務などは、市の業務となります。「～に関すること。」というのは、そういった部分の業務です。

なお、「生涯学習センターに関すること。」については生涯学習課が、「総合体育会館に関すること。」についてはスポーツ課が、それぞれ所管することになります。

(奥寺委員)

新人事制度についてですが、役割等級や職位の数がまとめられて少なくなるわけですが、待遇面、特に給与の面などで不利益が生じることはあるのですか。

(総務課長)

基本的に現在の給与は保障されます。たとえば現在「副部長」の職位にある者は、新しい人事制度の下では「課長」になります。2年間の経過措置期間後に新しい給料表の課長の部分に移行することになりますが、現在の給与より下がらない号級に移ることになります。

(委員長)

2点ほどお伺いします。

1点目ですが、議案第9号の教育委員会会議規則の改正は、請願書の提出に関して、「邦文」で記載することを新たに規定しています。横須賀市にも外国の方が住んでいますが、邦文での記載が必要要件になることで、請願したくてもできないといった制限がかかってしまうのではないかと考えます。この点についてどうお考えですか。

2点目ですが、議案第11号の事務分掌規則の改正の中で、7ページ下段、スポーツ課の事務分掌(2)の「指導」という文字が今回の改正で削除されています。このことは、指定管理者制度や新人事制度の導入に伴う改正とは別の理由なのですか。

(総務課長)

現在、横須賀市にはかなりの数の外国の方が住んでおります。請願書を邦文に限定することで、こういった方々の請願に対する権利が制限される部分もあると思います。しかし、正確な言葉を使って請願書を頂かないと受ける側としてもきちんと整理できないという面がございます。今回、市議会の規定に準じるかたちで、相手の意思を邦文で正しく受けるということを前提で規定を改正しました。

しかし、今まではありませんでしたが、今後、英語で請願書が提出されることがあるかもしれません。そういった場合には、市の組織の中で英文を翻訳できるセクションもありますので、そういったところと連携を図りながら、請願者の趣旨が十分反映されるよう配慮していきたいと思います。

2点目についてですが、これは、今回の主な改正理由である指定管理者や新人事制度ではなく、その他の条文整備の一環です。削除する理由としては、スポーツ団体等に対して、「指導する」といった表現は、行政が民間の方を指導するという意味にもとらえられますので、「指導」という強い表現をやめ、「育成」のみの表記としました。

(委員長)

請願書に関する規定をより正確なものに改正していこうという趣旨は理解できます。しかし、せめて英語ぐらいは、請願書の要件に入れてもよいのではないのでしょうか。英語での請願が制限を受けないよう配慮してほしいと思います。

他に質問、討論なく、6件の議案について、採決も一括で行う旨の委員長の宣言に対して他の委員会からの異議はなく、採決の結果、議案第7号から議案

第 12 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 7

議案第 13 号 「横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正  
について」

日程第 8

議案第 14 号 「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正  
について」

委員長 学校教育課が所管する以上 2 件について、一括して議題とし、質疑及び討論についても一括とすることを宣言

説 明

( 学校教育課長 )

はじめに議案 14 号の説明し、その後議案第 13 号を説明させていただきます。

議案第 14 号「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正  
について」ご説明いたします。

本議案は、学期及び休業日の規定を改めること、休業日の授業の規定を追加することと、その他条文整備をするためのものがございます。

まず 4 ページをお開きください。第 2 条は学期に関する規定で、総合高校は従前より 2 学期制でしたが、前期の終了日を前期と後期の授業日数を均等化するため、9 月 30 日から 10 月の第 2 月曜日までとし、後期の始業日とその翌日にいたします。その他の改正は、条文整備です。第 3 条は休業日に関する規定で、第 2 号の夏季休業日を秋季休業日を作る関係上 2 日少なくし、8 月 29 日までとします。第 3 号に秋季休業日を新たに 2 日規定いたします。

新たに第 2 項として校長が休業日の変更や日数を減じることが出来る規定を追加し、休日や祝日との関係で休業日を見直すことにより、より効率的かつ効果的な学校運営が出来るようにします。その他の改正は、条文整備です。

5 ページをご覧ください。第 4 条の 2 に休業日の授業の規定を新たに規定します。この規定により、例えば、夏季休業の期間中に希望制で集中授業をすることにより、生徒が単位を取得できるようになります。この規定中の第 2 号様式の 2 は 2 ページの様式でございます。

以下 6 ページ、8 ページ、9 ページの様式改正は「事故の欠席」を「その他の欠席」とするものです。10 ページの様式は、不要なのでこれらをあわせて、条文整備いたします。

続きまして、議案第 13 号「横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する



規則中改正について」ご説明いたします。

本議案は、中学校生徒の出席簿の様式を整備するものです。

まず4ページをお開きください欠席の分類を「病欠」と「その他」にいたします。また、「見学」を廃止します。5ページをご覧ください。上の欄の学期累計は2学期制に対応したものとします。

施行期日は、両規則とも平成18年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

秋季休業日を2日間設ける理由を教えてください。

(学校教育課長)

総合高校は現在でも2学期制ですが、今回の改正は学期間に秋季休業日をつけて学期の区切りをつけることが目的です。10月の第2月曜日はハッピーマンデーですので土日と合わせて3連休になります。そこに秋季休業日を2日間加えることで、実際には5日間の休みが学期間に取れることとなります。

(出光委員)

議案第14号の5ページですが、第4条の2で「休業日の授業」に関する規定を新たに追加しています。教育委員会に届け出ることによって、休業日にも授業を行うことができるというのですが、これは、集中事業を行いたいという要望などを受けての改正なのですか。

(学校教育課長)

休業日の授業というのは、夏休みや冬休みを想定しています。たとえば体育の授業の中で「スキー」を選択した場合、年間を通してできるものではないので、単位をとる場合には冬休みに集中して授業を行う必要があります。休みの期間に授業を取得できることによって、カリキュラム等を柔軟に対応できるようにしようとするものです。

(出光委員)

総合学科は様々な科目があると思いますので、カリキュラムを含めてより柔軟な学校運営を行うための改正ということですね。

(学校教育課長)

はい。そのとおりです。

他に質問、討論なく、2件の議案について、採決も一括で行う旨の委員長の宣言に対して他の委員会からの異議はなく、採決の結果、議案第13号及び議案第14号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第9

議案第15号 「公民館条例施行規則中改正について」

日程第10

議案第16号 「万代会館条例施行規則中改正について」

日程第11

議案第17号 「婦人会館条例施行規則中改正について」

日程第12

議案第18号 「生涯学習センター条例施行規則中改正について」

委員長 生涯学習課が所管する以上4件について、一括して議題とし、質疑及び討論についても一括とすることを宣言

説明

(生涯学習課長)

議案第15号から議案第18号についてご説明いたします。

議案第15号から議案第18号の一部までの改正につきましては、市全体で規則であったものを条例化するという統一した取り扱いをしようとするものであります。

一枚おめくりください。当規則改正の第2条休館日・第3条使用時間・第5条損害の賠償につきましては、昨年2月の教育委員会定例会及び3月の市議会におきまして公民館条例の改正案の議決をいただき、その条例中第3条・第4条・第10条におきまして、休館日・使用時間・損害の賠償が条例化されましたので、当規則からは削除するものであります。他の数字の改正部分につきましては、条例改正に伴う条数改正と当規則改正による条数の改正であります。

次に議案第16号ですが、一枚おめくりください。当規則第2条・第3条につきましては、議案第15号と同様条例化されたものであり、他の条数の改正も第15号と同様の理由によるものであります。

次に議案第17号ですが、一枚おめくりください。これも前2号と同様の趣旨によるものでございます。

次に議案第18号のご説明をいたします。一枚おめくりください。3ページ下段の第3条と次のページの第4条につきましては同様の理由によります。おもと

りいただいて、3 ページ第 2 条第 1 項中、使用許可申請書の次に矢印で記載の「条例第 7 条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という）に」の文言を挿入し、第 4 項を削除するものですが、この第 4 項は指定管理者との協定書の中で締結するものとし、以下 4 ページの下段第 7 条も含めまして、5 ページ及び次のページ第 1 号様式、第 2 号様式まで、全て指定管理者制度の導入に当たっての条文及び文言の整理でございます。

なお、施行期日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

（出光委員）

今後、指定管理者が施設を管理していくわけですが、開館時間を延長することはあるのですか。

（生涯学習課長）

説明が足りなかった部分がありますので補足させていただきます。

議案第 15 号の公民館、16 号の万代会館、17 号の婦人会館については、いままで生涯学習財団に管理委託していたものを、4 月から市の直営に戻します。指定管理者制度に移行するのは議案第 18 号の生涯学習センターになります。

委員がご指摘の開館時間についてですが、指定管理者制度に移行することによって開館時間を延長することは理論的には可能ですが、現在生涯学習センターは夜 10 時まで開館していますので、それ以上の延長は必要性が低いと考えます。

他に質問、討論なく、4 件の議案について、採決も一括で行う旨の委員長の宣言に対して他の委員会からの異議はなく、採決の結果、議案第 15 号から議案第 18 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 13

議案第 19 号 「体育会館条例施行規則中改正について」

委員長 議題とすることを宣言

説 明

（総合体育会館長）

議案第 19 号「体育会館条例施行規則中改正について」ご説明いたします  
体育会館の管理につきましては、平成 18 年 4 月 1 日以降、指定管理者が行な

う事になります。そのため、現在、規則で定めております許可手続きなどについて、教育委員会から指定管理者に変更とするための改正が主なものであります。

改正部分につきましては、3ページ以降に赤書きで修正してあります。また、四角で囲み削除しています第7条「休館日」第8条「使用時間」第18条「整理員の配置」から第21条「使用後の点検」までは、昨年2月の教育委員会、3月の市議会においてご議決いただきましたため、今回、規則から削除するものであります。

なお、4月以降は、体育会館の使用許可に付きましても指定管理者に行なわせませぬ関係で、11ページ「第2号様式甲」から14ページ「第3号様式乙」までの使用券、回数券については、指定管理者が作成することとなりますので、あわせて削除するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

(奥寺委員)

休館日や使用時間などの取り決めや設定について、指定管理者との取り交わしはあるのですか。具体的な運営などについて市側からこういう面は配慮してほしいなどの要望や制約を出すこともあるのですか。また、業者との取り決めなどがある場合は、それが履行されているかチェックは行うのですか。

(総合体育会館長)

指定管理者に許可権等を任せることになるのですが、具体的には指定管理者と協定書を交わしその内容に沿って業務を行ってもらうこととなります。応募の段階で業者から様々な提案を出してもらい、選考委員会において提案の内容等を総合的に判断して指定管理者を選定し、協定書を結ぶかたちをとっています。

指定管理者が決定した後のチェックですが、指定管理者からは協定した業務について毎月報告を受けます。また、4月からはスポーツ課に総合体育会館に関する業務を行う職員が1名配置され、定期的に現場のチェックを行います。

(奥寺委員)

指定管理者制度を導入することの意味の一つに、民間企業のノウハウを活用することがあると思います。民間企業は基本的に自分たちの考えで自由に運営を行いたいという考えがあると思います。そして今までにない新しいことにもチャレンジする気持ちも持っています。今後、指定管理者制度が定着していく中で、行政としては、指定管理者が裁量で動ける部分を増やすことや、新しい

チャレンジを認めていくなども考えるべきだと思います。また、そういった面をどういう基準で評価するかの枠組みも考えることが必要です。指定管理者を管理する立場として、以上述べたようなことも考慮していただきたいと思います。

（総合体育会館長）

今までの体育会館では、前任者のやり方を踏襲する部分が多く、既存のやり方を変えたり、新たな方法に取り組んだりという姿勢はあまり見られませんでした。

指定管理者制度になり、より顧客満足度を重視した運営や今まで気が付かなかった新しい取組みなどもでてくれると思います。委員のご指摘のとおり、特によりよい接客サービスや積極的な改善姿勢という面は、重視してもらうよう指定管理者と調整を図って行きたいと思います。

（出光委員）

先日、テレビで東京都の23区の一つで、体育施設の指定管理者を民間のコナミスポーツが行っていることを知りました。議案の8ページに体育会館の器具使用料が掲載されています。今も昔も変わりなく使用頻度の高いポピュラーな器具も掲載されていますが、使用頻度が低いような器具もいくつかあるようです。民間が経営するジムのレベルまでは難しいと思いますが、市民の方が魅力を感じるような時代に即した新しい器具を置くことも視野に入れてほしいと思います。たとえば最近流行っているステップエアロの器具やダンベルなども導入できるよう考えてください。早急に対応するのは難しいと思いますが、市民のための体育会館ですので、より市民ニーズにあった魅力ある施設を目指すべく柔軟に対応してください。

（総合体育会館長）

テレビで取り上げられた東京の区は、おそらく利用料金制を採用していると思います。横須賀市の場合、利用料金制を採用していませんので、指定管理者の自由度の幅が少ないのが現状です。

新しい器具についてですが、総合体育館の中にトレーニングルームがありまして、そこには本格的なダンベル器具などが置いてあります。また、エアロビなどはスポーツ課が体育会館を利用して市民向けに行っておりまして、そちらと競合しないようにしています。

（委員長）

先ほど奥寺委員と出光委員から、指定管理者制度に伴い市民のニーズや要望から外れないようにとのご意見がありましたが、私も同様に思います。

指定管理者制度は、総合体育会館と生涯学習センターだけではなくて、様々な市の施設で導入されることとなります。施設の管理運営は指定管理が行うこととなりますが、それぞれの施設の本来の目的や、何を指すのかという基本理念や方向性については、行政側できちんと道筋を立てていってほしいと思います。そういう意味で指定管理者の管理も重要でありますので、大局に立った管理をお願いします。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 19 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

#### 日程第 14

議案第 20 号 「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程制定について」

委員長 議題とすることを宣言

#### 説 明

(教職員課長)

議案第 20 号「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程制定」について説明いたします。

議案第 20 号は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 43 条により市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督することになっております。

今まで、任命権者が神奈川県教育委員会ということで、県立学校の服務規定を準用しておりましたが、このたび、神奈川県教育委員会より服務監督権者として市町村教委の服務規程を作成するよう指導され、制定するものであります。

平成 17 年度より、県費負担教職員の勤務割り振りについて変更され、宿泊行事等で 12 時間勤務を割り振ることが可能となりました。平日の 2 泊 3 日の修学旅行等で 12 時間勤務が 2 日間あった場合、別の日に 4 時間勤務日を 2 日間設定する必要があります。現実問題として 4 時間勤務日を 2 日間設定する代わりに、1 日休日にしたいという学校現場からの強い要望があります。また、休日に勤務した場合、勤務した休日の前 4 週、後ろ 8 週以内に振り替えることが可能となっておりますが、5 月の土日に休日勤務した場合、前 4 週、後ろ 8 週は課業期間中であり、振替を取ることが非常に難しいのが実態であり、振替が可能な期間を延長してほしいという学校現場からの強い要望があります。しかし、前者の 1 日休日にすることは、週休日の日数の変更にあたり、神奈川県人事委員

会への申請が必要となります。また、後者の振替が可能な期間を変更する場合にも神奈川県人事委員会への申請が必要となります。

神奈川県人事委員会への申請に伴い、市独自の県費負担教職員服務規程が必要となりますので、その規定を設定することといたしました。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(奥寺委員)

民間の考えでいうと、日々の勤務を8時間内にきっちり割り振るのは無理があると思います。修学旅行の日などは8時間で収まるわけがないはずですし、今まで、オーバーした分を賃金か休日で充てるといったきちんとした措置がなかったのですか。

(教職員課長)

平成16年度までは勤務の割振りが常に8時間ということになっていました。したがって、修学旅行でも、8時間を越えた部分については時間外勤務手当はありませんでした。平成17年度からは、12時間勤務した場合には超過した4時間分を、平日4時間勤務日に充てるできるようになりました。

(奥寺委員)

今回の件と同じような案件が他にもあるのかもしれないね。もっと現実的に効率的な執行ができるように、見直せる部分は見直してほしいと思います。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第20号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第15

議案第21号 「教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について  
中改正について

日程第16

議案第22号 「教育委員会専決規程中改正について」

日程第17

議案第23号 「文書の取扱いについて中改正について」

日程第18

議案第24号 「市立学校文書取扱規程中改正について」

委員長 総務課が所管する以上4件について、一括して議題とし、質疑及び討論についても一括とすることを宣言

説 明

(総務課長)

議案第21号「教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について」ご説明いたします。改正理由は、指定管理者制度の導入に伴う組織の改正及びその他所要の条文整備をするためです。4ページをご覧ください。生涯学習センターに関する規定を削除するものです。

続きまして、議案第22号「教育委員会専決規定中改正について」ご説明いたします。改正理由は、新たな人事制度の導入による等級制度の見直し及び指定管理者制度の導入による組織改正に伴い、所要の条文整備をするためです。この規程は、教育委員会内のいろいろな事務について、誰が最終的な決裁権を持っているかを定めた規程であります。5ページ以降、11ページまで、所管の改正を朱書きしてありますのでお目通しください。

続きまして、議案第23号「文書の取扱について中改正について」ご説明いたします。改正理由は、指定管理者制度の導入による組織改正に伴い、所要の条文整備をするためであります。3ページをご覧ください。教育機関が取り扱う文書の記号を定めた部分について、生涯学習センターと総合体育会館に関する規定を削除するものです。

続きまして、議案第24号「市立学校文書取扱規程中改正について」ご説明いたします。この規程は、市立学校が取扱う公文書に関して定めたものです。改正理由は1ページの下に記載のとおり、平成18年4月1日付けで、学校統合による市立陽光小学校の廃止に伴い、陽光小学校に関する規定を削除することと、その他所要の条文整備を行うものでございます。

具体的な改正箇所ですが、議案の3ページをご覧ください。文書の記号等について定めている第6条の別表の中の、陽光小学校の学校名と記号を削除します。議案の1ページにお戻りください。ページ中段の附則において、統合後の陽光小学校の文書は鶴久保小学校に引継がれることを規定しています。

以上4件について、一括ご説明しましたが、それぞれの施行期日は、平成18年4月1日であります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

質問、討論なく、4件の議案について、採決も一括で行う旨の委員長の宣言に対して他の委員会からの異議はなく、採決の結果、議案第21号から議案第24号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。



日程第 19

議案第 25 号 「学校用務員の勤務時間及び職務に関する規程中改正について」

委員長 議題とすることを宣言

説 明

(教職員課長)

議案第 25 号「学校用務員の勤務時間及び職務に関する規程中改正について」についてご説明いたします。

本議案は、学校用務員の業務の効率化を図るために、相互応援、協力体制で業務を行う学校用務員グループ制を実施するにあたり、学校に所属しない用務員 3 名を配置します。そのため 3 名の勤務時間の割振りを学校長ではなく教職員課長が行うように所要の条文整備を行いました。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(出光委員)

議案 3 ページにメールカーの業務とありますが、メールカーの業務の内容について教えてください。

(教職員課長)

市内各学校の用務員の中から 3 名を教育委員会事務局に配置しております。この用務員がメールカー業務に従事する者でありまして、毎日、各学校を車で回り、市役所の文書と学校の文書の取次ぎを行っています。

(出光委員)

最近、何度か学校に何度か訪問させていただいて感じたのは、学校の用務員さんは私がイメージしていたよりもかなり若い方々が多かったので驚きました。用務員という職名は昔からありますが、この職名を他の名称に変更することはできないのですか。もっと若々しいイメージの名称の方がよいと思うのですが。たとえば、正式な名称は無理としても、呼称を変えるとかの対応はいかがでしょうか。

(教職員課長)

他市の用務員の名称を調べたことがあるのですが、やはり用務員が一番多く、その他には、学校技能員、教育施設用務員、公務整備員などがありました。ご

指摘の点については、今後の検討課題といたします。

(出光委員)

せっかくですから、横須賀が先進的に取り組んでいただいて、用務員さんたちのモチベーションの向上につながるような名称を検討してほしいと思います。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 25 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 その他報告事項を聴取することを宣言

報告事項 ・ 陽光小・鶴久保小の統合について

報 告

(学校再編担当課長)

陽光小学校と鶴久保小学校の統合に伴いまして、陽光小学校の閉校式を 3 月 24 日(金)に行いますのでご報告いたします。

両校の統合については、平成 16 年 10 月の教育委員会定例会でご議決いただいております。それから約 1 年半、円滑な統合に向けて統合推進協議会を開き様々な取り組みを行ってきましたが、ようやく統合の時期を迎えることになりました。実際の統合は平成 18 年 4 月 1 日になりますが、学校の年度の業務が 3 月 24 日に終了になりますので、資料の参考にございますように、児童のみの終了式、地域関係者と保護者を交えた離任式を行った後に、教育委員会主催の閉校式を挙行いたします。

式の内容は、資料の式次第にありますように、教育長出席のもと校長、PTA 会長のあいさつ、児童のお別れのことばなど、いままでの思い出のシーンをスクリーンに映しながら、思い出深い式にしたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(委員長)

質問ではなくお願いなのですが、統合が完了して教育委員会の仕事が終わりということではないと思います。統合後に鶴久保小学校の生徒となる陽光小学校出身の子供たちが、新しい学校にスムーズに溶け込んでいけるかが重要でありますので、子供たちの心のケアも含めて、教育委員会としての対応をよろしくお願いいたします。

委員長 他に質問なく次の他報告事項を聴取することを宣言

報告事項 ・ 美術館の設置に関する条例素案について

報 告

(美術館開設準備室長)

ご承知のとおり、(仮称)横須賀美術館につきましては、今年の夏に竣工し、来年4月の開館を予定しております。このスケジュールのなかで美術館の設置に関する条例案を、本年第2回の議会に提出すべく準備を進めており、現在、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様のご意見を募集しているところでございます。

本日は、この条例で定める事項の全体概要についてご報告させていただきたいと存じます。資料の1ページをご覧ください。

まず(1)設置でございます。ここは、設置の目的を定める部分で、記載のとおりでございます。なお、項目の横にパブリックコメントにて公表というカッコ書きがございますが、これは、パブリックコメントでは条例素案から抜粋して公表しておりますので、その公表している部分をお示ししているものでございます。参考として、パブリックコメント素案も添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

続きまして(2)位置及び名称でございます。位置は、鴨居4丁目1番地、県立観音崎公園の走水園地でございます。名称は、横須賀美術館とします。この名称につきましては、全国ほとんどの公立美術館がその自治体名をつけていますので、本市も横須賀美術館としたいと考えております。

次に(3)休館日及び開館時間等でございます。本美術館は、敷地全体を美術館と考えておまして、駐車場や屋上広場、美術館棟の周囲の芝生広場などは、年中無休で利用できます。美術館棟については、休館日を月曜日と年末年始の12月29日から1月3日、開館時間を午前10時から午後6時までと考えています。多くの方にできるだけ利用していただきたいという観点から、休館日である月曜日が祝日にあたる時は開館し、その場合の翌火曜日も開館といたします。また、開館時間につきましても、ゴールデンウィーク及び6月から9月の間の土曜日には午後8時までの延長開館を考えています。美術館棟の屋上にあたる屋上広場につきましても、午前10時から午後9時30分までと美術館棟の閉館後でもご利用いただけるような時間設定を考えております。駐車場につきましても、開場は、観音崎公園の他の駐車場に合わせて午前8時、終了は、屋上広場や美術館敷地の利用に合わせて午後10時までと考えています。

次に(4)観覧等の許可でございます。美術作品などの観覧や模写、撮影、

また駐車場を使用するときは、教育委員会の許可が必要であることを定めます。具体的には、口頭などで申請をいただき、観覧の場合は観覧券を、模写・撮影の場合は許可証を、駐車場使用の場合は、駐車券を交付することで許可をいたします。また、許可を与えない場合や許可を取り消す場合などについても合わせて定めます。

次に（５）観覧料等でございます。まず、美術作品等の観覧につきましては、常設展は、大人 300 円程度、企画展は、1,500 円以内で展覧会の内容によってその都度定めることを考えています。企画展の料金には常設展の料金も含まれます。子供たちに気軽に来館いただけるよう中学生以下は無料とします。また、団体割引のほか、教育的、福祉的観点から高校生・大学生や高齢者などの割引及び教育活動での観覧や障害者の観覧などの減免なども考えております。

次に、模写や撮影等をする場合の料金でございます。美術館所蔵の美術品等を模写・模造する場合に 2,000 円程度の料金をいただくことを考えています。そのほか、作品の熟覧や撮影、デジタルデータの使用などについても料金を定める予定です。2 ページをご覧ください。駐車場を使用する場合の料金でございます。普通自動車は、1 時間 300 円程度で以降 30 分ごとに 150 円を考えています。但し、長時間の利用を考慮し、上限額として 1,500 円程度の設定をしたいと考えております。また、オートバイは 1 回 200 円、バスは 1 回 1,500 円程度を考えておりますが、自転車や原動機付き自転車は無料とします。なお、展覧会の観覧者やワークショップの参加者などについては、1 時間の無料など駐車料金の減免を検討しております。

次に、観覧料等の還付でございます。展覧会の観覧料や駐車料金などは原則還付いたしません。観覧者等の責めによらない理由などにより観覧等ができなかった場合など、特別な理由があるときには還付することができる事を定めます。

続きまして（６）損害の賠償でございます。美術作品や美術館の施設を損傷したり滅失した場合に、その損害を賠償しなければならないことを定めます。但し、教育委員会がやむ得ない理由などがあると認められた場合には、賠償額を減免できることも合わせて定めます。

次に（７）入館の禁止等でございます。他人に危害を及ぼしたり迷惑となる物品を携帯する人の入館の禁止や、許可を受けない物品の販売など美術館内における行為の禁止を定めます。

次に（８）その他の事項ですが、これは、条例の施行について必要な事項について、教育委員会が別に規則等で定めることを規定します。

最後に（９）附則として、条例の施行日等については、規則で定めるということを規定します。以上が、現在考えている条例の全体概要でございます。

続きまして、2の今後のスケジュールを説明いたします。記載のとおり、3月30日までパブリックコメント手続きにて条例素案に対する意見の募集を行います。その後、市民の意見を踏まえて条例素案を作成いたします。法規の審査を受けた上で、5月下旬頃に市議会に提出する予定です。なお、市議会提出前に教育委員会でご審議いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

(委員長)

身体障害者の方への対応ですが、美術館に備え付けの車椅子は用意するのですか。

(美術館開設準備室長)

車椅子については、備え付けのものを用意いたします。

(奥寺委員)

観覧料についてですが、中学生以下が無料というのは非常に良いことだと思います。ただし、修学旅行などで大人数がきた場合にも中学生以下は無料なのですか。また、市外の中学生と市内の中学生とで区別はないのですか。

(美術館開設準備室長)

中学生以下は、団体でも個人でも人数に関係なく無料にします。市内と市外についても区別はありません。

(出光委員)

駐車場の料金が上限1,500円になっていますが、海の近くの場所ですのでこの料金ですと夏の時期は1日中置いたまま他に遊びにってしまう人が多く出ると思います。特に湘南地域は夏のハイシーズンとそうでない時期では料金設定を変えているところが多いのが現状です。したがって、時期を区切った上限設定がよいと思います。なによりも、美術館を来る人に一番迷惑をかけることになりますので、是非変更してほしいと思います。

(教育長)

現在は、県立公園ですので神奈川県が駐車場を運営しておりまして、オフシーズンが1日500円で夏のシーズン中が1日840円という料金設定になっています。県の設置許可の関係もありまして1日1,500円の上限を設定しておりますが、委員がご指摘のような問題も確かにございます。したいがいまして、B

1・B2の駐車場で合計120台の収容となりますが、どちらかを美術館の専用にするような工夫が必要であると考えています。

(委員長)

美術館をご覧になる方が止められないという事態は防がなくてははいけませんので、よい方策を検討してください。

他に質問はなく、日程は終了した。

## 7 閉会及び散会の日時

平成18年3月15日(金) 午前11時20分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子

会議録署名人